

平成 31 年 1 月 21 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、松田ボクシングジム（以下「松田ジム」という）所属ボクサーである水野拓哉（ライセンス No.43927）選手を平成 30 年 9 月 1 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

理由： 松田ジム水野拓哉選手は、平成 30 年 9 月 1 日夜、名古屋市内において複数の相手に対し暴行傷害事件を起こし逮捕された。

不起訴処分となったとはいえ、このことはスポーツとしてのプロボクシング並びにプロボクサーとしての社会的信用を著しく貶める行為であり、当財団は水野拓哉選手を平成 30 年 9 月 1 日より 6 ヶ月のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、松田ジムのクラブオーナーである松田鉦二（ライセンス No.4295）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、松田会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション